

答申第 147 号

平成 15 年 9 月 1 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 14 年 9 月 9 日付けで諮問された民間退職金支給実態調査資料等一部非公開の件（諮問第 234 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、概ね5年ごとに国で調査する民間の退職金の支給実態の調査資料及び国家公務員の最新と過去3回分の退職金の資料並びに国と神奈川県、民間企業との均衡資料を作成又は取得していないため、存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。

## 2 不服申立てに至る経過

(1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、平成14年6月24日付けで、神奈川県知事(以下「知事」という。)に対して、次に掲げる内容の文書について、行政文書公開請求(以下「本件公開請求」という。)をした。

ア インターネットで見た内容の退職金の算出方法

イ 5年ごとに行われる支給実態の調査資料(民間の退職金)と国家公務員の最新と過去3回分の資料

ウ 国と神奈川県(以下「県」という。)、民間企業との均衡資料

(2) これに対し、知事は、提出された本件公開請求書の記載内容等から判断し、次に掲げる文書を本件公開請求の対象であると特定し、平成14年7月8日付けで、それぞれ次のとおり決定した。

ア 前記(1)アについては、「給与事務ハンドブック」(平成14年5月県人事委員会発行)の退職手当についての記載部分であると特定し、公開の決定をした。

イ 前記(1)イについては、概ね5年ごとに国で調査する民間の退職金の支給実態の調査資料及び国家公務員の最新と過去3回分の退職金の資料(以下「国の調査資料」という。)また、前記(1)ウについては、国と県、民間企業との均衡資料(以下「三者の均衡に関する資料」という。)であるとそれぞれ特定した上で、いずれも、行政文書として存在しないとして、公開を拒む決定をした(以下「本件処分」という。)

(3) 不服申立人は、平成14年8月21日付けで知事に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるといふ趣旨の不服申立てをした。

### 3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) インターネットで見えた県のホームページにおける退職金の説明内容の真偽を確認するため、本件公開請求をしたところ、国の調査資料及び三者の均衡に関する資料（以下「本件行政文書」という。）は存在しないということだが、これらの資料がなければ内容の真偽は判定できない。
- (2) 実施機関が国の調査資料を行政文書として入手していないとすると、どうして国が5年ごとに調査していることを知り得たのか疑問である。
- (3) 過去に実施機関から不服申立人へあてて回答した文書において、実施機関が国の調査資料を入手したと思われる記述がある。
- (4) 県が、三者の均衡に関する資料を作成していないにもかかわらず、均衡を図っているといえるか疑問である。国、県及び民間の資料があつて、初めて均衡を図るといえるはずである。

### 4 実施機関（総務部人事課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

- (1) 本件行政文書について
  - ア 本件行政文書は、県が平成12年度に実施した「神奈川らしい税制づくりを考える県民集会」における質問に対して、県のホームページにおいて回答した内容に基づいて不服申立人が請求したものである。
  - イ 実施機関は、これまでの不服申立人との文書の往復の経過や提出された本件公開請求書の記載内容から判断し、本件公開請求の対象文書として、それぞれ前記2(2)ア及びイに記載の文書を特定した。
- (2) 本件行政文書の存否について
  - ア 国の調査資料は、国が実施している調査に関する資料であり、実施機関は、当該資料を国から行政文書として取得していないため、非公開とした。

国が概ね5年ごとに調査していることについては、一般に刊行され、販売されている退職手当制度研究会編著『公務員の退職手当法詳解』（第

三次改訂版（平成9年12月）及び「人事院月報」（人事院管理局編集）により知り得ているが、これらの刊行物は、条例第3条第1項ただし書第1号に規定する「新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」に該当し、同条第1項本文で規定する行政文書には該当しない。

なお、ホームページの県の回答に出典として上記刊行物を記載しなかった理由は、表又はグラフ等の数値的な資料を記載する場合にはその出典を明らかにする必要があるが、今回のように、回答の考え方等の参考にしたにすぎない場合には、特にその出典を明らかにする必要はないと考えたためである。

また、不服申立人は、実施機関が不服申立人にあてて回答した文書に過去に国の調査資料を取得したと思われる記述がある旨を主張しているが、その記述は「人事院月報」に基づきなされたものである。

イ 三者の均衡に関する資料については、実施機関は、作成していないため非公開とした。

国、県及び民間企業との均衡を図ることについては、国が民間企業の支給実態を調査して支給率を決定しており、県は国が決定した支給率に準拠することにより、民間との均衡を図る仕組みになっている。したがって、三者の均衡に関する資料を県が独自に作成しているわけではない。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

### (2) 本件行政文書について

実施機関は、不服申立人とのこれまでの文書の往復の経過や提出された本件公開請求書の記載内容から判断し、本件公開請求の対象文書として、

それぞれ前記 2 ( 2 ) ア及びイに記載の文書を特定したと説明している。  
そして、本件公開請求書の記載内容、不服申立人から当審査会に提出された意見書等から総合的に判断すると、実施機関の文書の特定は、妥当なものとして認められる。

( 3 ) 本件行政文書の存否について

ア 国の調査資料について

( ア ) 不服申立人は、県のホームページにおいて国が 5 年ごとに調査を行っていることが記載されていることから、実施機関が国の調査資料を取得しているはずであると主張している。

不服申立人が指摘する県のホームページにおける退職金に関する記載は、「国では、民間企業の退職金との均衡を図るため、概ね 5 年ごとに支給実態を調査した上で、退職手当に反映させており、本県はじめ各地方公共団体はこれに準拠することにより、国や自治体、民間企業との均衡を図っている」というものである。

当審査会が調査したところ、一般に販売されている刊行物である『公務員の退職手当法詳解』及び「人事院月報」の記載に基づいて上記内容を記述することは可能であると認められる。

したがって、国が概ね 5 年ごとに調査を行っていることは上記の刊行物から知り得たのであり、国の調査資料を取得したために知り得たわけではないとの実施機関の説明は、首肯できる。

( イ ) 実施機関が参照した『公務員の退職手当法詳解』及び「人事院月報」は、刊行物として一般に販売されているものであることから、条例上の行政文書に該当しないものとして条例第 3 条第 1 項ただし書第 1 号に規定する「新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」に該当するものと解される。

したがって、上記刊行物が条例上の行政文書に該当しないとの実施機関の説明は、首肯できる。

また、ホームページの記載の出典については、その記載内容を見ると、県の退職金についての考え方を説明しているにすぎず、その出典を明らかにする必要があるとまでは考えられない。

(ウ) また、不服申立人は、過去に実施機関から不服申立人へあてて回答した文書に、実施機関が国の調査資料を取得したと思われる記述があると主張する。

しかし、当審査会において不服申立人から提出された当該文書を見分したところ、当該文書には、国では退職手当について民間の状況を調査していること及びその調査結果が「人事院月報」に公表されていることが記述されているにすぎず、当該部分は、実施機関が当該「人事院月報」を参照することにより記述したものと考えられる。

(エ) 以上のことからすると、国の調査資料を取得していないとする実施機関の説明は、首肯できる。

#### イ 三者の均衡に関する資料について

(ア) 不服申立人は、国、県及び民間企業との均衡を図っているのであれば、三者の均衡に関する資料があるはずであると主張している。

一方、実施機関は、三者の均衡を図ることについては、国が民間企業の支給実態を調査した上で、支給率を決定し、県は国が決定した支給率に準拠することにより、民間との均衡を図る仕組みになっているため、三者の均衡に関する資料を県が独自に作成しているわけではないと説明している。

(イ) 前記ア(ア)で示した県のホームページの記載は、実施機関の説明と合致するものであり、こうした方法によって、三者の均衡を図ることは手法として十分考えられるものである。

したがって、国が民間企業の支給実態を調査した上で決定した支給率に準拠することにより、民間との均衡を図る仕組みになっているため、三者の均衡に関する資料を県が独自に作成しているわけではないとする実施機関の説明は、首肯できる。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 14 年 9 月 9 日	諮問
9 月 19 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
10 月 16 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
10 月 22 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
11 月 18 日	不服申立人から、非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成 15 年 2 月 19 日 (第 18 回部会)	審議
3 月 18 日 (第 19 回部会)	審議
4 月 16 日 (第 20 回部会)	審議
5 月 8 日	指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
5 月 14 日 (第 21 回部会)	審議
6 月 2 日 (第 22 回部会)	審議
7 月 14 日 (第 23 回部会)	審議
8 月 4 日 (第 24 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	獨 協 大 学 教 授	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
田 中 隆 三	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 部 会 員
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )

(平成 15 年 9 月 1 日現在) (五十音順)